

平成21年度4月～9月に

入ったお金は

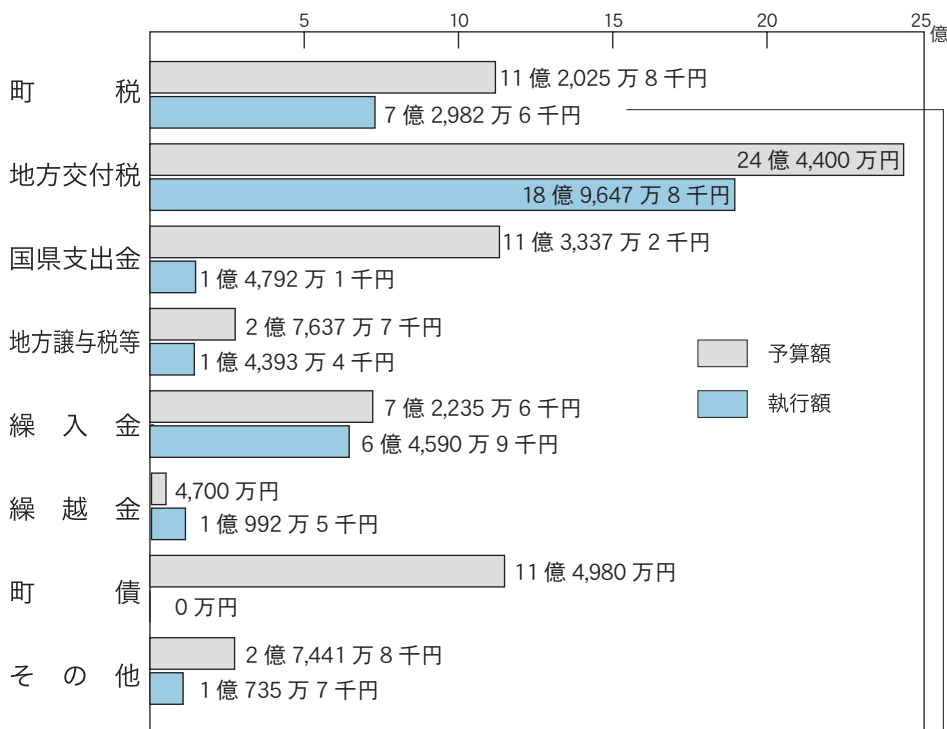
**37億
8,135万円**

わたしたちの

**町の家計を
公表します**

です。

一般会計 (歳入)



わが町の家計簿

地方自治法第243条の3（水道企業に
ついては、地方公営企業法第40条の2）の
規定および大崎町財政状況の公表に関する
条例の定めにより、平成21年度上半期（4月1日から9月30日まで）の一般会計な
らびに特別会計の財政状況を次のとおり公表します。

公表は、上半期における町民の皆さんから納めていただいた税金や、国・県から
の交付税等の収入および支出の執行状況を明らかにし、町の財政に対する理解を深
めていただくものです。

地方譲与税等とは

- ・ 地方譲与税
- ・ 利子割交付金
- ・ ゴルフ場利用税交付金
- ・ 自動車取得税交付金
- ・ 交通安全対策特別交付金
- ・ 地方消費税交付金
- ・ 地方特例交付金
- ・ 配当割交付金
- ・ 株式等譲渡所得割交付金

その他とは

- ・ 分担金および負担金
- ・ 使用料および手数料
- ・ 財産収入
- ・ 諸収入
- ・ 寄附金

**町税の内訳
7億 2,982万 6千円**

町 民 税	2億6,243万7千円
固 定 資 産 税	3億9,115万6千円
軽 自 動 車 税	4,344万9千円
市町村たばこ税	3,278万4千円